

原議保存期間	5年(令和10年3月31日まで)
有効期間	一種(令和8年3月31日まで)

警視庁生活安全部長
 警視庁刑事部長
 警視庁組織犯罪対策部長 殿
 警視庁総務部長
 各道府県警察本部長
 (参考送付先)

各管区警察局広域調整担当部長
 各管区警察局総務監察担当部長
 警察大学校生活安全教養部長
 警察大学校刑事教養部長
 警察大学校組織犯罪対策教養部長
 警察大学校警務教養部長

警察庁丁人少発第262号、丁企画発第357号
 丁教厚発第66号、丁生企発第387号
 丁保発第121号、丁刑企発第61号
 丁組企発第108号、丁国捜発第127号
 丁サ企発第59号

令和4年7月22日
 警察庁生活安全局人身安全・少年課長
 警察庁長官官房企画課長
 警察庁長官官房教養厚生課長
 警察庁生活安全局生活安全企画課長
 警察庁生活安全局保安課長
 警察庁刑事局刑事企画課長
 警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長
 警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官
 警察庁サイバー警察局サイバー企画課長

児童の性的搾取等に係る対策の強化について(通達)

児童ポルノの製造や児童買春を始めとする児童の性的搾取等については、近年の深刻な情勢を受け、政府を挙げて多角的かつ包括的な対策を総合的に推進すべく「子供の性被害防止プラン(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)2022」(以下「新プラン」という。)が犯罪対策閣僚会議第34回会合において決定された(令和4年5月20日付け警察庁丙人少発第9号参照)。

新プランにおいて追加又は見直された警察に係る施策の概要及び都道府県警察における施策推進上の留意事項については、下記のとおりであるので、各都道府県警察にあっては、各種対策を積極的に推進されたい。

記

1 追加又は見直された警察に係る主な施策の概要

※【 】は「子供の性被害防止プラン(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)2022」の施策番号を指す。以下同じ。

- 地域の関係機関・団体等への情報発信等を通じ、これら機関・団体等の連携・協力による児童の性的搾取等の撲滅に向けた取組を促進する。【1-①】(一部見直し)
- 「若年層の性暴力被害予防月間」を実施し、関係府省庁、地方公共団体、関係団体等と連携・協力し、AV出演被害、「JKビジネス」等の若年層の様々な性暴力被害の予防啓発や被害に遭った場合の相談先の周知を推進する。【1-⑱】(一部見直し)

- 性犯罪・性暴力の加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための「生命（いのち）の安全教育」をはじめとして、生命の尊さを学び生命を大切にする教育などを推進する。【2-①】（新規：文部科学省主担当）
- SNS上の不適切な書き込みをサイバーパトロールにより発見し、注意喚起のためのメッセージを投稿する取組を推進するとともに、AI技術の活用等、効果的な手法の導入を検討する。【3-⑦】（新規）
- 被害場所の実態把握、被害場所に関する分析を実施し、関係府省庁の協力を得て関係団体等へ情報を提供する。【3-⑬】（新規）
- 被害児童に及ぼす心理的影響等について理解を深めるとともに、二次被害の防止に配慮しつつ、被害児童の心情に配慮した聴取技法の更なる普及・浸透を図る。【6-⑦】（一部見直し）

2 都道府県警察における施策推進上の留意事項

(1) 児童の性的搾取等の撲滅に向けた国民意識の向上及び国際社会との連携の強化

ア 国・地域における関係者間の連携強化【1-①】

児童の性的搾取等は、被害が潜在化する蓋然性が高いことや被害の要因・背景に係る多様な角度からの対策が求められることなどから、警察のみではその実態を十分に把握し、有効な対策を進めることに限界がある。

このため、地域の児童相談所、教育委員会といった都道府県、市町村等の関係部門、ワンストップ支援センターや医療機関といった機関、児童の性的搾取等に係る対策に取り組むボランティアやNPOとの連携・協力による児童の性的搾取等の撲滅に向けた取組をより積極的に講じること。

イ 各種機会を通じた国民意識の向上【1-②・⑧・⑱】

広報資料や各都道府県警察のウェブサイト等の各種広報媒体のほか、シンポジウムやセミナー等の機会を通じて、児童の性的搾取等が児童の心身に有害な影響を及ぼし、かつ、その人権を著しく侵害する極めて悪質な行為であって断じて許されるものではないことを国民に周知し、児童の性的搾取等の撲滅に向けた国民意識の向上を図ること。また、「性犯罪・性暴力対策強化の方針」（令和2年6月11日付け性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）に基づき、内閣府が毎年入学・進学時期に実施する「若年層の性暴力被害予防月間」（4月）においては、地方公共団体、関係団体等と連携・協力して各種取組を集中的に実施し、AV出演被害、JKビジネス等の予防啓発や被害に遭った場合の相談先の周知等を推進すること。

ウ 児童及び保護者に対する広報・啓発の推進【1-②、2-①・②・③】

上記イの各種機会のほか、学校等教育関係機関と連携して行う非行防止教室等の様々な機会を捉え、児童の性的搾取等の被害を防止するための着眼点や被害事例等について児童やその保護者に対する広報・啓発を行うこと。特

に、いわゆる自画撮りを含む児童ポルノ被害に遭う児童や、SNSに起因して児童買春等の被害に遭う児童が多い現状に鑑み、スマートフォンを使用し始める高学年の小学生及び中学生並びにその保護者を含めて、インターネットの利用に伴う具体的危険性やフィルタリングの利用を含めた被害防止方策等に関する広報・啓発を行い、この種事犯の被害防止のための注意喚起を強化すること。

エ 警察の保有する情報の広報・啓発活動への活用【1-②】

事件捜査や補導等の活動を通じて警察が把握した児童の性的搾取等の実態に関する情報について、警察が行う広報・啓発活動に活用することはもとより、プライバシー等の保護に十分配慮しつつ、児童や保護者に対する広報・啓発活動を行う地方公共団体や関係事業者、学校、NPO、ボランティア等に提供し、効果的な広報・啓発活動の実施に資するよう努めること。

オ ウェブサイト等を通じた情報発信【1-④】

各都道府県警察のウェブサイトやSNS等において、児童の性的搾取等に係る対策に関するコーナーを設けるなどして、警察の取組について情報発信を行うこと。

カ 外国捜査機関との連携と国際捜査共助の充実【1-⑱】

日本人が国外において敢行する児童買春事犯や児童ポルノ事犯等や、海外のサーバを悪用したインターネット利用事犯等我が国が管轄権を有する国際的な児童ポルノ事犯の取締りを推進するため、当庁においては、国際刑事警察機構（ICPO）や外国捜査機関等との情報交換、国際捜査共助等の国際連携を進めているところ、国際的な児童ポルノ事犯についての情報収集にも配慮し、端緒を得た場合には、当庁と緊密に連携し、検挙に向けた積極的な捜査を推進すること。

(2) 被害に遭うことなく健やかに成長するための児童及び家庭の支援

ア 積極的な補導活動の推進【2-⑧・⑨】

児童の性的搾取等の被害の未然防止及び被害児童の早期発見・保護を図るため、関係機関、ボランティア等と連携しつつ、街頭補導を推進すること。

イ ボランティア等との連携【2-⑨・⑩】

児童の性的搾取等に係る対策をより効果的に実施するため、少年警察ボランティアやサイバー防犯ボランティア等各種ボランティアに対する支援を強化し、こうした団体と連携した取組を推進すること。また、児童の性的搾取等の被害者の支援等の活動に従事するNPO、ボランティア等との情報交換や連携の強化にも努めること。

(3) ツールや場所等に着目した被害の予防・拡大防止対策の推進

ア 児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進【3-④・⑧、4-④】

サイバーパトロールやインターネット・ホットラインセンター、匿名通報

事業等に寄せられた通報を通じて児童ポルノ画像等の違法情報等の把握に努め、これを把握した場合には、取締りを推進することはもとより、「インターネット上の児童ポルノの流通・閲覧防止対策の徹底について（通達）」（令和3年3月29日付け警察庁丁少発第280号ほか）に基づき、サイト管理者等に対する削除依頼等を行うこと。

イ SNSに起因する事犯の被害防止のための広報啓発活動【3-⑦】

近年、SNSに起因する児童買春・児童ポルノ禁止法違反等や、いわゆる自画撮り被害に係る被害児童数は高水準で推移している。

こうした現状を踏まえ、SNSに起因する事犯を防止するため、「SNSに起因する子供の性被害等防止のための広報啓発活動の推進について（通達）」（令和4年5月13日付け警察庁丁人少発第87号）に基づき、児童の性的搾取等につながるおそれのある不適切な書き込みをサイバーパトロールにより発見し、注意喚起・警告のためのメッセージを投稿する取組を推進する。また、本取組に際しては、防犯ボランティアとの連携等、より効果的な手法の導入も視野に入れること。

ウ 児童が性的搾取等の被害に遭わないための環境対策の強化【3-⑬】

被害場所の実態を把握し、当該被害場所における被害状況の分析を行うとともに、盗撮をはじめとする児童の性的搾取等事犯の被害の発生が多い施設や被害状況に関する情報を、関係行政機関の協力を得て関係団体等を通じて施設管理者等に提供するなどして、地域や施設の実情に即した被害に遭わないための環境対策の強化を推進すること。

なお、「子供の性被害（児童の性的搾取等）の撲滅に向けた旅館・ホテル等との連携の推進について（通達）」（令和4年6月22日付け警察庁丁人少発第210号）を発出しているので、参考とされたい。

(4) 被害児童の迅速な保護及び適切な支援の推進

ア 相談への適切な対応【4-①・②】

少年サポートセンターや警察署等において、又は「#9110（警察相談専用電話）」等の総合窓口電話番号を含む各種相談窓口において、児童やその保護者等から児童の性的搾取等に係る相談があった場合には、その内容に応じて必要な助言、指導を行うとともに、他の行政機関等において対応することが適当である場合には、プライバシーの保護等に配慮しつつ、確実かつ円滑な引継ぎを行うこと。また、こうした対応を円滑に行うことができるよう、平素から関係機関との連携を強化すること。

さらに、フリーダイヤルでの相談受付や電子メール等による夜間・休日における相談受付等を進めるとともに、匿名での相談が可能であることやプライバシーが守られることについて積極的に周知するなど、児童が相談をしやすい環境の整備に努めること。

イ 少年サポートセンターにおける被害児童への継続的支援の実施【4-⑩】

捜査活動や相談活動等を通じて、児童の性的搾取等に係る被害児童を発見した場合には、速やかな保護を図るとともに、「被害少年の状況に応じた適切な保護活動の推進について」（令和4年3月31日付け警察庁丙少発第24号）等に基づき、都道府県警察に設置する少年サポートセンターにおいて、関係機関・団体や外部の専門家と連携しつつ、少年補導職員等によるカウンセリングの実施や環境調整等の継続的な支援を図ること。

(5) 被害状況に即した取締りの強化

ア 児童の性的搾取等事犯の取締りの推進及び責任追及【5-②・④】

低年齢児童を狙ったグループによる事犯、児童ポルノ販売グループ等による事犯、ファイル共有ソフト利用事犯等の悪質な児童ポルノ事犯については、一般国民からの通報やインターネット・ホットラインセンターからの情報提供、街頭活動やサイバーパトロール等の各種警察活動を通じて端緒情報の把握に努めるとともに、これを把握した場合には速やかに必要な捜査を行い、検挙の徹底を図ること。この際、関係する都道府県警察が複数にわたる場合には、積極的に合・共同捜査を推進すること。

また、インターネット利用児童ポルノ事犯の捜査において、児童ポルノの提供等に利用されているサイトやサーバ管理者等に対する指導・警告を徹底するとともに、当該違法行為への関与が疑われる悪質な関連事業者に対しては、積極的な捜査を行い、その刑事責任を追及すること。

イ 児童の心理的負担等に配慮した事情聴取に向けた関係機関の連携強化【5-⑥】

児童の性的搾取等に係る事件の捜査に際しては、被害者等である児童の負担軽減及び児童の供述の信用性担保のため、「児童を被害者等とする事案への対応における検察及び児童相談所との連携について」（令和4年4月1日付け警察庁丁刑企発第22号ほか）に基づく取組を推進すること。

(6) 被害に遭わない社会の実現のための基盤の整備・強化【6-⑥・⑦・⑧】

児童の性的搾取等の取締り、被害児童の心情に配慮した聴取、被害児童への支援に的確に対応するため、捜査員や被害児童支援担当者、相談担当者の能力向上に向けた研修を実施すること。